地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	河川課	整理番号	4 - 312
処分の種類	砂利採取停止、災害防止措置命令				
根拠法令条例 等·条項	砂利採取法第23条第1項				
処分の概要	災害防止のため採取計画の協議の成立を受けた砂利採取者に対し、砂利採取停止又は 災害防止措置命令				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	[参考]砂利採取済 砂利の採取に伴	去第23条第1項 4う災害の防止のた Oための必要な措置	1尽〈されているたる さめ緊急の必要がる 置をとるべきこと又	あると認めるときは	
基準の制定根拠	_				